

# 施設基準により院内掲示する手術の件数

医科点数表第二章十部手術通則第5号及び第6号並びに歯科点数表第二章第九部手術通則第4号に掲げる手術の施設基準

手術件数について（2024年1月1日～12月31日）

1. 区分1に分類される手術 (件)

ア	頭蓋内腫瘍摘出術等	15
イ	黄斑下手術等	0
ウ	鼓室形成手術等	0
エ	肺悪性腫瘍手術等	0
オ	経皮的カテーテル心筋焼灼術	0

2. 区分2に分類される手術

ア	靭帯断裂形成手術等	79
イ	水頭症手術等	6
ウ	鼻副鼻腔悪性腫瘍手術等	0
エ	尿道形成手術等	2
オ	角膜移植術	0
カ	肝切除術等	2
キ	子宮附属器悪性腫瘍手術等	0

3. 区分3に分類される手術

ア	上顎骨形成術等	2
イ	上顎骨悪性腫瘍手術等	0
ウ	バセドウ甲状腺全摘(亜全摘)術(両葉)	0
エ	母指化手術等	0
オ	内反足手術等	0
カ	食道切除再建術等	0
キ	同種腎移植術等	0

4. 区分4に分類される手術

	腹腔鏡又は胸腔鏡を用いるその他の手術	72
--	--------------------	----

その他の区分に分類される手術

ア	人工関節置換術	197
イ	乳児外科施設基準対象手術	0
ウ	ペースメーカー移植術及び ペースメーカー交換術	2
エ	冠動脈、大動脈バイパス移植術 (人工心肺を使用しないものを含む) 及び体外循環を要する手術	0
オ	経皮的冠動脈形成術、 経皮的冠動脈粥腫切除術及び 経皮的冠動脈ステント留置術	0